

行政視察報告書

参加議員	雪対策特別委員会 委員長 赤平勇人 副委員長 竹山美虎 委員 蛭名和子、舘山善也、渡部伸広 花田明仁、大矢保
調査期間	令和7年10月31日（金）
調査先及び 調査事項	新潟県上越市 「雪対策について」

視察概要

■	調査先	新潟県上越市
■	調査事項	雪対策について
■	調査内容	<p>1 調査日 令和7年10月31日（金）</p> <p>2 調査目的 上越市の「雪対策の概要について」、「GPSを活用した除雪管理システムについて」、「市道除雪作業報償金及び緊急除雪作業報償金制度について」、「除雪オペレーター人材確保促進事業補助金について」、「消融雪施設・流雪溝整備について」等を調査し、本市の雪対策の参考とする。</p> <p>3 対応者 都市整備部 道路課 雪対策室長：山辺 志信 都市整備部 道路課 雪対策室副室長：藤井 晶浩 都市整備部 道路課 雪対策室施設管理係長：加藤 英征 議会事務局 調査係 主事 村松 恭輔</p> <p>4 調査事項の説明 (1) 説明概要 ①雪対策の概要について 上越市は新潟県内でも降雪量が多い地域であり、最大積雪深について、令和6年度では、高田の観測地点において138センチメートル、浦川原区の観測地点において195センチメートル、安塚区須川、キューピットバレイスキー場がある観測地点において413センチメートルを記録している。最近では、令和2年度、高田で249センチメートル、裏川原区で280センチメートル、安塚区須川で388センチメートルを記録した。令和6年度の累計降雪量は385センチメートルであった。 上越市では12月1日から翌年3月31日まで除雪対策本部を設置し、除雪対策等の連絡調整、業者への除排雪業務委託、コールセンターの設置や道路パトロール、市ホームページによる出勤状況・降雪予報の発信を行う体制を取っている。 車道除雪の総延長は約1770kmとなり、除雪に際しては、路線に優先順位を規定して</p>

おり、病院等周辺における重点路線、学校等周辺における幹線路線を合わせて特1種路線、幹線道路に接続する交通量の多い路線を1種路線、地区の主要道路を2種路線、生活道路を3種路線と区分し、各種路線の除雪目標に応じて除雪を行っている。

出動基準については、時間帯を早朝(0:00~7:00)・日中(8:30~17:00)・夜間(20:00~24:00)の3区分に分け、いずれの時間帯においても特1種・2種の場合は10センチメートル以上を基準としている。また、早朝除雪に備える必要があることから、夜間除雪をできるだけ控え、早朝除雪の午前7時までに作業の完了を目指すこととしている。異常降雪時には、積雪深の基準によらず、早期に着手し連続的な除雪を実施し、歩道を一時的な雪置き場として利用し、車道の通行確保を最優先する場合がある。

関連予算についてであるが、初めに、除雪費としては、令和6年度は予算額63億1726万4000円に対して、執行額は57億4855万5000円となっている。財源内訳として、一般財源が35億7883万5000円、あとは国・県からの支出金や市債等となっている。決算額は、市道の除排雪委託料、除雪機械購入費及び備品修繕料から成る市道除排雪事業費として57億2128万5000円、小型除雪機購入費補助事業費として80万円、除雪オペレーター人材確保促進事業補助金として136万円、市道除雪作業報償金制度として2138万円、除雪支援システム実証モデル事業費として373万円となっている。また、消融雪施設管理費としては、令和6年度は予算額5億1825万5000円に対して、執行額は3億9943万9000円となっている。財源内訳として、一般財源が1億5294万1000円、あとは国・県からの支出金や市債等となっている。決算額は、消融雪施設管理費として1億2818万6000円、消融雪施設修繕工事費として5857万9000円、消雪パイプリフレッシュ工事等経費として2億1178万1000円となっている。

②GPSを活用した除雪管理システムについて

システムの特徴としては、除雪車にGPS端末を搭載したことにより位置や作業状況をリアルタイムで把握できること、作業日報の作成や作業委託料の集計を自動化できること、スマートフォンやパソコンから利用できる市民向けのサイト機能がある点である。

システムを導入したことにより、これまで職員が手入力で行っていた委託料集計作業が自動化されたことによる作業時間の大幅な短縮、市民からの問合せや苦情対応時にリアルタイムで除雪作業状況を確認しながらの回答が可能となったほか、市民向けの公開サイトは冬期間でのアクセス数が多く、市民にも活用されているものと推測される。

③市道除雪作業報償金及び緊急除雪作業報償金制度について

初めに市道除雪作業報償金制度であるが、行政による除雪が及ばない狭隘な市道において、町内会等の地域住民が自主的に行う除雪作業を支援する制度である。

対象団体は町内会、または町内会の組・班となり、対象路線は除雪路線に指定されていない市道となる。実施期間は12月1日から翌年3月15日までで、作業方法は小型除雪機や消雪パイプ等を用いて、普通自動車1台が通行可能な程度に雪を除去する。報償金の計算と上限についてであるが、単価は除雪延長1メートル当たり1回につき50円。上限回数は本市の降雪予報地区25地区ごとに、当該期間中に事業者が作業に出動した回数を上限とする。

次に、緊急除雪作業報償金制度であるが、異常降雪時、目安として24時間で50センチメートル以上の降雪時において、公的な除雪体制が一時的に機能不全に陥った際の

緊急対応を支援する特例的な制度である。

発動条件であるが、大雪災害対策本部が設置されている期間等、事業者による除雪が一時的に困難となった場合となり、対象団体は市に事前登録を行った町内会、自主防災組織、または町内会の組・班となる。対象箇所は30メートル以上の市道で車道のみとなっている。報償金の構成についてであるが、除雪機械借上料については、除雪幅1000ミリメートル未満の中型機では基準額1万円、除雪幅1000ミリメートル以上の大型機では基準額1万5000円となっている。除雪機械の燃料費は、市道除雪1メートル当たり40円、除雪労務費として除雪延長1メートル当たり50円としている。1団体につき、1期間あたり5万円を上限として支給する。

④除雪オペレーター人材確保促進事業補助金について

除雪機械の操作に必要な資格取得を支援することで、即戦力となるオペレーターの確保と育成を図る制度である。

対象者は、個人の場合、満61歳未満であること、市税を完納していること、市が管理する道路の除雪業務を受託しているか見込みがある事業者には雇用されていること、事業者の場合、市道除雪事業者であること、さきの要件を満たす個人を雇用しているか雇用予定であること、市税を完納していることを条件としている。対象となる経費は次のとおりである。

対象資格・講習	主な補助対象経費
大型特殊自動車免許	入所費、技能・知識の教習経費(夜間加算含む)、修了・卒業検定経費
車両系建設機械運転技能講習	受講料、テキスト代(整地・運搬・積込・掘削用)
除雪機械管理施工技術講習会	受講料

金額については、対象経費から国、県、または事業主等から受けた補助額を差し引いた額の2分の1で上限額は5万円となっている。

⑤消融雪施設・流雪溝整備について

本市には、地下水を散水して雪を解かす消雪パイプと、河川水を利用して雪を運び排雪する流雪溝があり、「上越市消融雪施設整備計画」に基づき、計画的に整備を進めているところである。

昭和50年代の豪雪を契機に普及した消雪パイプについては、設置後20年以上を更新目安としているが、約半数の施設がその更新目安を超えており、機能低下が著しく、老朽化対策が課題となっている。また、県条例による揚水規制区域内では、既存施設の更新は可能であるが、新たな井戸の削孔が困難となることに加えて、冬期間は河川水位が低下し、安定した流量を確保できないため、河川水の利用も厳しい状況にあり、水源の確保が困難であることも問題となっている。

今後は、客観的な優先順位決定のための評価システムにより、更新目安を超え、機能低下が著しい施設を優先して施設の更新を図るとともに、多額の更新費用を抑制するため、井戸の洗浄やポンプの更新・修繕により延命を図る。また、取水制限がある区域においては、財政計画と整合を図りつつ加温式消雪パイプを整備していくことを基本方針としている。

(2) 主な質疑応答

問 路線に優先度を設定して除雪をしているとのことだが、バス路線等の幹線道路での混雑時間帯においては、交通の支障はどのような状況であるか。

答 渋滞が予想される通勤・通学の時間帯を考慮して、原則、除雪作業は行っていない。ただし、状況から作業が必要と判断される場合には、日中も含め、除排雪事業を実施しており、市民の御理解をいただいているところである。

問 資料に記載の除雪機械台数において、「貸与」、「委託」、「借上」とはどのような区分になっているか。

答 「貸与」は、市が購入した機械を事業者へ貸与する台数、「委託」は、市が事業者を除雪事業を委託する際に稼働する台数、「借上」は、市が除雪作業に要する機械を事業者から借り上げる台数となっている。

問 道路における除排雪の支援については承知したが、屋根の雪下ろしについて何らかの支援は実施しているか。

答 担当部局は異なるが、補助金がある。

問 除雪車へのGPS端末の搭載について、事業者から反対意見は出ているか。

答 特に反対意見は出していない。作業日報の作成といった業務量を削減できる等のメリットがあるため、反対意見はないのではないかと受け止めている。

問 除排雪については、行政と事業者や市民との連携が欠かせないと考えているが、例えば、道路除雪作業中に市民が道路へ雪出しをするようなことはあるのか。

答 除雪作業上の障害を想定してのことだと思われるが、そのようなことはない。

問 市道除雪作業報償金と緊急除雪作業報償金とでは、対象者が重複しても構わないものか。

答 対象者はどちらも町内会単位または町内会の組や班単位となっているが、両報償金では対象とする除雪箇所が異なっており、緊急除雪作業報償金では事前登録が必要となる。

問 市民が利用できる雪捨て場はあるか。

答 海に面する公園敷地及び河川敷に開設している。